

照明付バス停留所標識選定基準

(目的)

第1条 この基準は、照明付バス停留所標識（以下「照明付標識」という。）の選定に必要な基準を定めることを目的とする。

(設置停留所)

第2条 照明付標識の設置候補地については、次のとおりとする。

- (1) 交通局の管理ポールであること
- (2) 交通局単独路線又は主体路線であること。
- (3) 乗車人員の多い箇所を優先して設置すること。（ただし、調査により不要と判断できるものは除く。）

(設置場所)

第3条 照明付標識の設置場所については、次のとおりとする。

- (1) 歩道区分のある道路で歩道境界線から0.25mの間隔を保った場所であり、設置後の有効幅員が2m以上あること。
- (2) 設置位置の前後がバスの乗降に支障のない場所であること。(乗降で6m程度必要となる)
- (3) カーブ途中や信号機近く等、交通保安上危険と思われる場所への設置は避けること。
- (4) 私有地の場合は、無償で耐用年数である10年以上借用できること。

(その他)

第4条 照明付標識の設置その他選定基準項目については、次のとおりとする。

- (1) 各区の照明付標識本数及び設置割合等を考慮し設置箇所を決めること。
- (2) 代替については、耐用年数の10年を過ぎていること。ただし、損傷が著しい場合は、耐用年数に関係なく代替すること。
- (3) 名称変更等がある場合は、優先すること。
- (4) 停留所仕様は、川崎市仕様又は、同等のものとする。

(選定委員会)

第5条 照明付標識を設置するため、「照明付バス停留所標識選定委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は第2条、第3条及び当該停留所における運行状況並びに乗客数等を考慮して照明付標識設置場所を選定する。

- 3 委員会は次の者で構成し、委員長には自動車部長をあてる。
自動車部長、管理課長、管理課担当係長（管理担当）、管理課担当係長（施設担当）、
運輸課長、運輸課運輸係長
- 4 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。
- 5 委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会の運営に必要なことは、別に定める。
- 7 委員会の庶務は管理課において処理する。

付則

この基準は平成 18 年 1 月 5 日から適用する。

付則

この基準は平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この基準は平成 29 年 12 月 1 日から適用する。